

第37回津家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

令和5年2月20日（月）午後1時30分から午後3時35分まで

2 場所

津家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

伊賀恵、及川勝広、荻原くるみ、勝亦邦夫、今野信太郎、坂倉誠、筒井健夫
（委員長）、仲律子、南野利久（五十音順、敬称略）

（事務担当者）

深見裁判官、山田首席書記官、石山訟廷管理官、草野主任書記官、五百木
首席家庭裁判所調査官、浦川次席家庭裁判所調査官、中嶋主任家庭裁判所
調査官、天春事務局長、冨澤総務課長、田中総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 前回（第36回）提出された意見についての報告

(3) テーマ「少年事件における被害者等への配慮について」

ア 少年事件における被害者配慮制度等についての説明

イ 意見交換

別紙のとおり

(4) 次回意見交換のテーマ

「裁判所における採用広報について」

(5) 次回開催日時

令和5年7月21日（金）午後1時30分

(6) 閉会

(別紙)

意見交換の要旨

(●：委員長 ○：委員 ▲：事務担当者)

- 当庁では、被害者の審判傍聴を実施するに当たり、加害者側の少年との接触を避けるための措置として、来庁時間や退庁時間の調整及び審判廷での着席位置等を配慮するとともに、緊張や不安を和らげるための措置として、審判廷とは別の広めの部屋や法廷の確保及び審判廷内における職員の付添い等の配慮を行っているが、審判傍聴を実施する上での配慮について、御意見等を伺いたい。
- 少年に、被害者から審判傍聴の申出があったことを伝えるのか。
- ▲ 被害者から審判傍聴の申出があった場合には、あらかじめ少年にも伝えている。
- 少年審判手続は少年の健全な育成を図ることを目的としているが、この目的と被害者の心理が一致せず、被害者が厳罰化を求める事案もあるのか。
- ▲ 被害者が厳罰化を求めるという事案もあるが、少年の更生に期待するという被害者もいる。
- 被害者の少年に対する厳罰を求める気持ちが、少年の処分に影響することはあるのか。
- ▲ 少年の処分を決めるに当たっては、被害者感情も考慮要素の一つとなる。
- 身柄が拘束されている刑事事件の場合には、法廷に刑務官等も入廷しているが、身柄が拘束されている少年事件の場合、審判廷の状況はどうなるのか。
- ▲ 身柄が拘束されている少年事件の場合は、審判廷に少年鑑別所の職員が入廷している。
- 被害者には少年の待合室とは別の部屋を用意し、審判廷に入廷する際にも少年と接触しない動線としていることは良い取組である。みえ犯罪被害者総合支援センターにおいては、被害者の安心や安全を目的として、職員が被害者の支援をしているところ、少年審判手続においても、同センターの職員が被害者の付添いを

したいと思っている。

- ▲ 同センター職員の被害者への付添いについては、被害者からの申出の内容等を踏まえ、裁判官が個別に判断することになる。
- 次に、被害者配慮制度の案内書面とリーフレットを送付する対象事件について、御意見等を伺いたい。被害者配慮制度については、裁判所のホームページ等で一般的な広報がされているが、当庁では、被害者感情が強いと考えられる事件の被害者に対して、被害者配慮制度の案内書面とリーフレットを送付することとしている。
- 被害者配慮制度の案内書面とリーフレットを送付する対象事件として、裁判官が特に指示した事件も対象としているとのことだが、具体的には、どのような事件が該当するのか。
- ▲ 検察庁から被害者に対して、少年が家庭裁判所に送致されたという結果を通知している事件等である。
- 例えば、いじめ自殺という事案については、ネットへの書き込みに起因する場合もあり、様々な罪名で家庭裁判所に事件が送致されることが考えられるが、そのような場合には、被害者配慮制度の案内書面とリーフレットを送付する対象事件となるのか。
- ▲ 家庭裁判所に送致された事件の犯罪事実や被害者感情等を踏まえ、個別具体的に判断することになる。
- 案内書面を普通郵便で送付する場合、近隣住民に裁判所から書面が送付されたことを知られたくない等の理由から、裁判所から案内書面が送付されることを望んでいない被害者もいると考えられ、事情を知らない被害者の家族が郵便を受け取る可能性もあるが、案内書面を送付するに当たって、裁判所が配慮していることがあれば教えていただきたい。また、案内書面を送付する前に、電話で案内書面の送付を希望するかどうかについて意向を確認することもあるのか。
- ▲ 案内書面を送付するに当たっては、封筒に裁判所名を記載せず、裁判所の住所

地及び担当書記官名のみを記載するという工夫をしている。事前に電話で意向を確認することはしていない。

- 過去、特定の事件の被害者支援に携わった経験からであるが、被害者が意見の陳述等の準備をする期間を踏まえると、案内書面等が送付される時期が遅いと感じた。また、今後、少年審判手続がどのように進行するのか、情報が少なく判然としなかった。被害者の便に配慮し、最寄りの裁判所の支部での調査に応じていただくなど、一定の配慮は感じたが、案内書面も必要最低限の記載となっており、もっと被害者の心情に配慮した記載に改善することも考えられる。被害者配慮制度の案内書面とリーフレットを送付する対象事件について、軽微な事件であったとしても、被害者の受け止めは様々であることから、可能であれば、対象事件の範囲を広げ、被害者自身が被害者配慮制度の利用の可否を選択できる機会を付与することも考えられる。
- 審判の結果が被害者にどのような影響を与えているのか、過去の特定の事件の被害者に話を聞くことも有益であると考えられる。
- 案内書面について、「これらの制度を希望される場合には、御連絡ください。」と記載されているが、例えば、「これらの制度を利用することを検討されている場合には、御連絡ください。」と記載した方が、制度の利用促進につながると考えられる。また、被害者が審判傍聴される場合には、ある程度の大きさの部屋を準備する必要があると考えられる。
- 貴重な御意見をいただいた。皆様の御意見を参考にさせていただき、今後、更に工夫を重ねていきたい。